別紙様式第四十号の備考に次のように加える。

6　臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。

(イ)　特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。

(ロ)　家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。

また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

（様式の特例）

第三条　組合は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成二十二年改正前国共済施行規則」という。）別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による組合員被扶養者証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証（以下「平成二十二年改正前組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、平成二十二年改正前組合員証等については、平成二十二年改正前国共済施行規則の規定は、なおその効力を有する。

2　この省令の施行の際現に交付されている平成二十二年改正前組合員証等については、平成二十二年改正前国共済施行規則の規定は、なおその効力を有する。

第四条　組合は、附則第二条の規定による改正後の平成十九年改正省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、平成十九年改正前国共済施行規則別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による遠隔地被扶養者証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員被扶養者証（以下「平成十九年改正前組合員証等」という。）を交付することができる。この場合において、平成十九年改正前組合員証等については、平成十九年改正前国共済施行規則（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第二十四号）附則第三条の規定により改正された平成十九年改正省令附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。

2　この省令の施行の際現に交付されている平成十九年改正前組合員証等については、平成十九年改正前国共済施行規則の規定は、なおその効力を有する。

告示

○総務省告示第百八十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年四月三十日

総務大臣　原口　一博

〔民主党〕の部民主党長野県第2区総支部のうち4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	
人件費	7,812,550
備品・消耗品費	4,009,605
事務所費	448,919
政治活動費	3,354,026
組織活動費	3,387,450
機関紙誌の発行その他の事業費	607,790
宣伝事業費	2,779,660
合　計	2,779,660
	11,200,000

〔民主党〕の部民主党長野県第2区総支部のうち5中

「駐車場工事代　915,085　波田土建㈱　長野県波田町」を削り、

「合　計　4,269,111」を

「合　計　3,354,026」に改める。

〔民主党〕の部民主党京都府参議院選挙区第2総支部のうち5中

「事務所家賃	82,500	フォーラム共生社会21	京都市」を
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
「事務所家賃	82,500	小町　延博	京都市」に改める。
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	82,500	〃	〃
〃	165,000	〃	〃」